

令和元年 6月19日

保護者 各位

鹿児島県立国分高等学校長

高等学校等就学支援金及び高等学校授業料に係る手続きについて（お願い）

このことについて、令和元年7月から令和2年6月分に係る手続きをしていただく時期となりました。今回からは、保護者等（親権者）全員分の個人番号を提出していただき、その提出していただいた個人番号を利用して県民税・市町村民税所得割額を確認し、高等学校等就学支援金の対象であるかどうかを審査します。

つきましては、下記を参考にし、必要な書類を添えて、期日までに提出して下さるようお願いいたします。なお、入学時に申請した1年生の就学支援金受給資格の認定については、近日中に通知の予定です。また、今回の収入状況の審査結果・受給資格の認定については、12月中に通知の予定です。

記

平成31年4月から6月の状況	31年度県民税・市町村民税の所得割額の合計額	令和元年7月から令和2年6月	必要な手続き
就学支援金受給者 (申請中の1年生を含む) 【収入状況の届出が必要】	507,000円未満	就学支援金に該当	①
	507,000円以上	授業料に該当 *	
授業料納入者	507,000円未満	就学支援金に該当 (申請)	②
	507,000円以上	授業料に該当 *	③

* 授業料を納付する方について、保護者等の失職や倒産など家計急変があった場合は、授業料が免除される場合がありますので、家計急変の際は、早急に担任又は事務室へ御連絡ください。

提出書類（上記「必要な手続き」欄の該当番号に対応）

- ① 高等学校等就学支援金意向確認書
高等学校等就学支援金収入状況届出書（様式第1号その1）
個人番号カード（写）等貼付台紙
奨学のための給付金意向確認書
- ② 高等学校等就学支援金意向確認書
高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（様式第1号その1）
個人番号カード（写）等貼付台紙
奨学のための給付金意向確認書
- ③ 高等学校等就学支援金意向確認書

※ 審査の結果、授業料に該当する場合は、別途事務室から連絡します。

※ マイナンバーカードや個人番号通知カードがない方は、保護者のみのマイナンバーが記載された住民票を提出してください。

※ 個人番号以外での申請を希望する場合は、事務室へ御連絡ください。

提出期限は、7月10日（水）です。【全員提出】

生徒本人が提出する際は、7月3日（水）～7月10日（水）の昼食時間（12:40～13:20）に会議室（または多目的教室）で、受付・審査をします。

配布した封筒に入れて提出してください。

（その他）

- ・ 非課税世帯については、7月に奨学のための給付金の手続きがあります。保護者全員分の課税証明書等が必要ですので、保管しておいてください。
- ・ 新規に授業料該当となった場合、12月以降に、7月分からの授業料を、まとめて納めることとなりますので、御準備ください。

【連絡先】
国分高等学校
担当：曾原
TEL:0995-46-0001

